

心身限界「もう黙って」

仕事と介護 睡眠2時間

親族「あなたが面倒みて」

1面からつづく

慣れない仕事と介護の両立は難しかった。祖母は芋サーキスを利用していたが、夜間や土日は自宅でおり、毎日仕事を終えて帰宅した後に夕食を食べさせた。1~2時間おきにトイレに連れていく排せつなどシャワーを浴びさせた。深夜の散歩にも付き合いで、1泊2時間ほどしか寝られなかつた。

女性は「祖母の介護を始め、おむつ代や食費も自分で出していく」と友人に打ち明けたが、弱音を吐かなかつた。職場で上司や同僚に何度も怒られ、介護の話をしてもら「おつきだ」と任せてまでいた。

取り合つてもらひながら、向こうで問題を始めて2週間ほどで限界を感じ、父と叔母に「介護は無理かもしれ」と伝えた。

ただ、女性と親族との関係は複雑で、悩みは聞き入れられなかつた。中学から短大時代まで叔母の家で暮らしていたが、その際に許可がないと遊びにいけないといつても許可してもらつた。

叔母の子供の面倒を見るために学校を早退したら、部活を休んだりすることもあつたという。

裁判で検察官が読み上げた供述調書では、伯父は女性について「明るく優しい」と評された。体をタオルで拭いた母だと「汗をかいだと起きた」と怒鳴られた。娘と同居した末、女性は回の10番にして逮捕された。

2020年9月9日から神戸地裁で始まった裁判員裁判。介護を始めた3ヶ月間、疲労や重慶のストレス

に罪はない」と話して

い。その一方、叔母は、「介護は無理かも」といは

れた女性に「それくらいコントロールできるやつ」と言つて、積極的な協力はしなかつた。祖母を担当するケアンセラードと直接連絡を取ることも禁じられ、何を言つても「あなたが面倒をみた」とも。そんな生活が5ヵ月も続いた末に事件は起きた。

その日は朝からとんでも

と騒いでいた。まだ暗い午前半、隣で寝ていた祖母だと「汗をかいだと起きた」と怒鳴られた。娘と同居した末、女性は回の10番にして逮捕された。

明かす場面もあった。

裁判では事実関係に争い

はなく、女性の責任能力が

争点となつた。弁護側は「睡眠不足や介護因の適応障害による心神耗弱」と主張したが、検察側は「冷静な

行動だった」と完全責任能

力を訴えた。

女性に言い渡された判決は、懲役3年、執行猶予5年(求刑・懲役4年)。飯島健太郎裁判長は、「介護による睡眠不足や仕事のストレスで心身ともに疲弊化」と強いて離婚できない」と指摘した。さらに、「叔母は、叔母のが拒否した」と明かす場面もあった。

裁判では事実関係に争い

はなく、女性の責任能力が

争点となつた。弁護側は「睡眠不足や介護因の適応障害による心神耗弱」と主張したが、検察側は「冷静な

行動だった」と完全責任能

力を訴えた。

弁護士によると、女性は保護観察所を通じて住まいを見つけて就職活動を始めたが、ある幼稚園から「アラームイメージがありますから」と断られた。最近ようやく事務職のパートが決まり、働き始めたが、着用するだけだ」とも話した。

牧野忠子理事長も「まことに、祖母と暮らした家は事件後開きあたままだ。「おはさん」の眞摯を祈り、社会の中で更生してくださる」と述べた。

しかし、親族のサポートは受けられそうではない。

女性の父は、判決後の毎日新聞の取材に「刑務所に入るべきだ。『介護をやらざれてかわいそう』との前提の判決だ。妹(叔母)とも話しが同じ思ひだ。今後連絡する」ともない」と笑

放した。

弁護士によると、女性は

保護観察所を通じて住まい

を見つけて就職活動を始め

たが、ある幼稚園から「ア

ラームイメージがありますから」と断られた。最近よ

うやく事務職のパートが決

まり、働き始めたが、着

用するだけだ」とも話した。

介護する側のケアを取り組むNPO法人「介護者サポートネットワークセンター(東京)」(東京)の

と話した。



祖母が転倒した坂道。その後入院してアルシノマー型認知症と診断された
=神戸市須磨区で10月、齊藤翔太撮影

1998年 誕生	
2000年 両親が離婚、母親に引き取られ母子寮へ	
05年 母親が死去、児童養護施設へ、祖父母が引き取り、同居	小学生
12年 精神不安定になり叔母宅へ	中学生
14年 祖父が死去	高校生、短大生
19年 2月祖母が転倒し入院	幼稚園
5月祖母と同居。叔母は祖母の入院を拒否	小学校
8月健康診断で腎臓や血液に異常	
9月「うつ病」と診断	
10月8日祖母を殺害、逮捕	
20年 9月18日裁判員裁判で執行猶予付き判決	中学生
10月2日判決が確定	高2

事件に至るまでの女性の歩み

介護者に目向けて

厚生労働省によると、介護者が死んでさせた被介護者は10年以上、年に20人台で推移。同省の調査(05年)では介護者の4分の1が「軽いうつ状態」だった。滋賀大の結城康博教授(社会福祉学科)は「周囲が女性を追い込んでくる。ケアマネジャーは、あくまで『祖母と一緒に暮らす』法人『介護者サポートネットワークセンター(東京)』の

いう視点で考える。女性たる気配人はいなかつたのだろう」と推測。「自治体などは被介護者のために動くべき、介護者への支援は一部のNPO法人が担つているだけだ」とも話した。

介護する側のケアを取り組むNPO法人「介護者サ

ポートネットワークセンター(東京)の

牧野忠子理事長も「まことに、介護に苦しむ入を見つけ出すための調査が必要だ」と指摘する。埼玉県は20年3月、全国で初めて介護者(ケアラー)を支援する条例を制定し、手始めに「ヤング

ケアラー」とされる18歳未満の介護者の実態調査を始めた。牧野理事長は「誰も皆介護とは無縁ではない。介護される側だけではなく、する側にも目を向ける」と話した。